

## 『平成』年表記でも、5月1日以降 そのまま使用できます

5月1日から、元号が「平成」から「令和」に変わります。国保組合からみなさんに発行している保険証等の有効期限は「平成」で表示していますが、5月1日以降もそのままお使いになれます。医療機関等にて「平成31年」を「令和元年」、「平成32年」を「令和2年」と読み替えますので、有効期限が切れるまでお使いください。

名称	問い合わせ先
国民健康保険被保険者証・特定健康診査受診券 国民健康保険高齢受給者証等	資格課 03-5348-2988
限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証、 特定疾病療養受療証等	給付課 03-5348-2985

※改元に伴う証の回収や差し替えは行いません。